一般社団法人双葉グリーンサポートセンター
草刈り作業・標準作業手順書（SOP 案第 3 版）

2026．10．1版

第 1 条（目的）

本手順書は、当法人が実施する草刈り作業において、事故防止および作業品質の確保を目的とし、作業手順および安全管理方法を定めるものである。

第 2 条（適用範囲）

本手順書は、当法人が実施する宅地および緑地の草刈り作業に従事するすべての会員に適用する。

第 3 条（作業体制）

1. 草刈り作業は、原則として **2 名 1 組以上**で実施する。
2. 1 名はエンジン刈払機、1 名は電動刈払機を使用する（ナイロンコード及びチップソーを両機用に用意する）。
3. 敷地に応じて（障害物が少ない場合）、自走式草刈り機（平地：PLOW 及び傾斜地：スパイダーモア）を使用する。
4. 周辺状況に応じ、石飛防止フェンスを使用する。
5. 作業時間は 1 現場あたり、原則 3 時間以内とする。
6. なお、1000 ㎡以上の敷地に対しては、原則 5 名以内の作業班で実施することとし、作業者は選任された班長の指示の下で行う。

第 4 条（服装および保護具）

作業員は以下を必ず着用する（貸与、供与については今後見直しがあります）

1. ヘルメット（貸与）
2. 原則、保護メガネ（貸与）なお、顔に草の裁断片が当たることが気になる場合は、ネット又はフェースガード（貸与）を着用

3. 手袋（背抜きゴム手袋を各自用意（電動機及び自動機）、エンジン機の場合は共用の防振手袋を貸与する。軍手は禁止）
4. 長袖・長ズボン（夏でも必ず）
5. すねあて（安全靴の場合。共用のものを貸与）
6. 安全靴または安全長靴（紐が外に出る靴は禁止）を原則、各自用意
7. 耳栓（エンジン機を使用する場合。供与）

第 5 条（飲酒等の禁止）

飲酒後又は酒気帯び状態での作業を禁止する。また、眠気や判断力低下を伴う薬剤を服用した場合は事務局へ申告する。

第 6 条（作業前点検）

作業開始前に、次の点検を実施する。

機械点検

1. 刃の欠け・曲がり・ゆるみ・偏心を確認
2. 防護カバーの破損確認
3. 異音・異常振動の有無
4. 燃料またはバッテリー残量確認

異常がある場合は、使用を中止し予備機に交換する。

現場点検（15 分）

1. 車を安全な場所に停車（作業中の石飛に注意。）
2. 作業指示図面（事務局事前確認コメント付き）で、隣地等から作業場所が間違いがないかを 2 人で確認
3. 隣地境界線を確認（確認できない場合は、1m離して除草する）
4. 作業指示図面で、水道管、ガス管、下水枡、電線、通信ケーブル、太陽光発電設備、空調室外機、給湯器配管等の危険箇所（コーンを設置）を手差し確認
5. 全体及び残置物（破損の確認し、既に壊れているものを含めて）の写真撮影（終了後も撮影）

6. 概ね 30 度以上の急傾斜地は手作業又は作業対象外とする（作業指示図面に記載がない場合は事務局連絡）
7. その他、現地で気が付いた危険箇所（コンクリート基礎跡、ハチの巣等）を確認
8. ハチの巣が残っており、現にハチが飛来している場合は、作業中断し、事務局に連絡（ハチの駆除は経験者が行う）
9. 上記 4, 5, 6, 7 に応じ、飛散のおそれがある石、金属片、ガラス片、プラスチック片等は可能な範囲で除去し（プラスチック製のもの、ひも類は徹底的に行うこと）、危険箇所にコーンを設置を行う
10. 作業順番、石飛フェンスの使用箇所を二人で相談

作業開始

第 7 条（作業手順）

1. 作業は一定方向に進める。
2. 他の作業者との距離は原則 10m 以上確保する。ただし、作業場所の制約がある場合でも 5m 未満には接近しない。
3. 相手に合図する場合は、作業機を停止し、前方から声掛け又は手信号で行う（作業者の後方から近づかない）。
4. 作業可能な法面を除草する場合は、傾斜に垂直に移動して進める。
5. 隣地建物や通行人がある場合、コンクリート基礎が残っている場合は、石飛防止フェンスを用いる（隣地建物、車両、道路等が作業地点から 10m以内に存在する場合は、原則として石飛防止フェンスを設置する。5m以内の場合は必須とする。）
6. 無理な姿勢や急な操作を行わない。
7. 刈刃に絡んだ草をとる場合は、必ず、エンジンを止めるまたは電源を切る。
8. 通行人が接近した場合は、一時的に作業を停止し、安全を確認した後に再開する。
9. 小雨以上の降雨時は、原則、作業中止（特に、電動機）。.急な降雨時には、バッテリーを保護する。

第 8 条（休憩）

1. 作業は **25 分作業・5 分休憩**を基本とする（場合によっては、エンジン機と電動機・自動機の担当を入れ替わる）。
2. 夏季は気温、湿度等に応じて休憩時間を延長する。

第 9 条（作業中の異常時対応）

以下の場合は直ちに作業を中止し、班長または代表に連絡し、指示を受ける。

1. 刃の破損
2. 異常振動
3. エンジン不調・バッテリー不調
4. 体調不良

人身事故または第三者物損事故が発生した場合は、被害拡大防止措置を講じたうえで直ちに事務局へ連絡し、必要に応じて警察・消防等へ通報する。

作業者は危険を感じた場合、班長の指示を待たずに作業を中断することができる。特に、気分不良、めまい、吐き気、大量発汗、筋肉のけいれん等の熱中症が疑われる場合は直ちに作業を中止し、日陰への避難、水分・塩分補給を行い、必要に応じて救急要請を行う。

第 10 条（熱中症対応）

夏季その他暑熱環境下で草刈り作業を行う場合、現場責任者は、作業開始前に気温、作業時間、休憩場所、飲料水、緊急連絡先及び搬送先を確認する。気温 31 度以上（又は WBGT28 度以上）の環境下で、継続 1 時間以上又は 1 日 4 時間を超える作業が見込まれる場合は、熱中症を生ずるおそれのある作業として、報告体制及び緊急対応手順を作業者に周知する。

作業者にめまい、頭痛、吐き気、ふらつき、異常な発汗、意識障害その他熱中症が疑われる症状がある場合、本人又は発見者は直ちに現場責任者に報告し、現場責任者は当該作業者を作業から離脱させ、身体冷却、水分及び塩分補給、必要に応じた医療機関への搬送又は 119 番通報を行う。

熱中症が疑われる者を単独で帰宅させてはならず、回復確認又は医療機関への引継ぎまで責任者又は担当者が付き添う。

第 11 条（作業後の処理）

作業終了後は以下を実施する。

1. 刃およびシャフトの草除去
2. 機械の異常確認
3. 燃料・バッテリー状態確認
4. スロットルをアイドリング位置に戻す
5. 次班への引き渡し

第 12 条（機械引き渡し時の点検）

機械の引き渡し時は以下を行う。

午前班（終了時）

1. 草の巻き付き除去
2. 刃の状態確認
3. 異常の報告

午後班（出発前）

1. 刃のゆるみ確認
2. 異音確認
3. 燃料・バッテリー確認

第 13 条（教育・周知）

1. 作業開始前に安全説明を実施する（刈払機貸出時に署名）。
2. 新規会員には実技指導を行う（熟練者を除き、業務委託の前提とする）。
3. 年 1 回以上の安全確認（ヒヤリ・ハットの確認等）を行う（ラインで一斉連絡を予定）。

第 14 条（保険加入）

当法人は以下の保険に加入する。

1. 傷害保険
2. 賠償責任保険

第 15 条（記録）

以下の記録を保管する。写真及び日報は原則 3 年間保存する。

1. 作業日報（各自（2 名とも）原則会員専用 LINE で報告（請求を兼ねる）。一人が必ず写真を事務局長に報告（メール又は個人 LINE）
2. 機械点検表（刈払機返却時に点検して署名）
3. 事故・ヒヤリハット報告書及び業務・段取り改善報告書（あった場合は、刈払機返却時に用紙で報告）

以上

（26.10. 1 現在。適宜見直しすることがあります）